



鳥取県公報

平成 26 年 10 月 24 日(金)
号外第 98 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（47）（福祉保健課） 4
	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （48）（医療指導課） 16

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法、災害救助法施行令及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げる。

救 助 の 種 類			支出することができる費用の限度額			
			改正後	現 行		
避難所及び応急	避難所の設置（1人1日当たり）		310円	300円		
仮設住宅の供与	応急仮設住宅の設置（1戸当たり）		2,530,000円	2,401,000円		
炊き出しその他による食品の給与（1人1日当たり）			1,040円	1,010円		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏季 (4月1日から9月30日まで)	1人世帯	17,800円	17,200円	
			2人世帯	22,900円	22,200円	
			3人世帯	33,700円	32,700円	
			4人世帯	40,400円	39,200円	
			5人世帯	51,200円	49,700円	
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	7,500円	7,300円	
		冬季 (10月1日から翌年3月31日まで)	1人世帯	29,400円	28,500円	
			2人世帯	38,100円	36,900円	
			3人世帯	53,100円	51,400円	
			4人世帯	62,100円	60,200円	
			5人世帯	78,100円	75,700円	
			世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	10,700円	10,400円	
		住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏季 (4月1日から9月30日まで)	1人世帯	5,800円	5,600円
				2人世帯	7,800円	7,600円
3人世帯	11,700円			11,400円		
4人世帯	14,200円			13,800円		
5人世帯	18,000円			17,400円		
世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	2,500円			2,400円		
冬季 (10月1日から翌年3月31日まで)	1人世帯		9,400円	9,100円		
	2人世帯		12,300円	12,000円		
	3人世帯		17,400円	16,800円		
	4人世帯		20,600円	19,900円		
	5人世帯		26,100円	25,300円		
	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額		3,400円	3,300円		
住宅の応急修理（1世帯当たり）			547,000円	520,000円		
埋葬	大人		206,000円	201,000円		

	小人	164,800円	160,800円
死体の処理	死体の洗浄、縫合、消毒等の処置（1体当たり）	3,400円	3,300円
	既存建物を利用できない場合の死体の一時保存（1体当たり）	5,200円	5,000円

(2) 救助に従事させた者に支出する日当の限度額を次のとおり改める。

職 別	支出することができる実費弁償の限度額	
	改正後	現 行
医師及び歯科医師	22,800円	17,400円
薬剤師	14,200円	11,900円
保健師、助産師及び看護師	14,200円	11,400円
准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士及び歯科衛生士	14,200円	—
土木技術者及び建築技術者	15,500円	17,200円
大工	17,900円	20,700円
左官	17,100円	20,700円
とび職	18,000円	20,700円

(3) 救助に従事させた者に支出する時間外勤務手当及び旅費の額の算定方法を県職員の給与及び旅費に準じて改める。

(4) 規則中引用する災害救助法及び災害救助法施行令の規定を改める等の所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、公布日とし、(1)に関する事項は、平成26年4月1日から適用する。

◇鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 知事指定候補薬物の解除の申立て及び販売等の届出の様式及び添付書類を定める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成26年11月25日とする(2)の一部を除き、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行日とする。

規 則

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第5条 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）<u>第3条第1項</u>の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 別表第1に定める救助の程度、方法及び期間によっては救助の適切な実施が<u>困難な場合には、令第3条第2項の規定により、知事が別に救助の程度、方法及び期間を定めるものとする。</u></p>	<p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第5条 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）<u>第9条第1項</u>の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 <u>知事は、別表第1に定める救助の程度、方法及び期間によっては救助の適切な実施が困難であると認めるときは、厚生労働大臣の同意を得て、別に救助の程度、方法及び期間を定めるものとする。</u></p>
<p>(実費弁償)</p> <p>第13条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第13条 <u>令第11条</u>の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。</p>
<p>(立入検査証票)</p> <p>第15条 <u>法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行う場合に携帯すべき証票は、様式第11号により作成しなければならない。</u></p>	<p>(立入検査証票)</p> <p>第15条 <u>法第27条第4項</u>の規定により、当該職員が立入検査を行う場合に携帯すべき証票は、様式第11号により作成しなければならない。</p>
<p>(扶助金の請求)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第8条</u>の規定により救助に関する業務に協力した者が、そのために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における<u>法第12条</u>の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たっては、規則第6条及び前項各号に定めるもののほか、<u>協力したことを証明する書類</u>を添付しなければならない。</p>	<p>(扶助金の請求)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第25条</u>の規定により救助に関する業務に協力した者が、そのために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における<u>法第29条</u>の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たっては、規則第6条及び前項各号に定めるもののほか、<u>協力命令をした旨の知事の証明書</u>を添付しなければならない。</p>

(市町村長による救助の実施)
 第17条 令第17条第1項の規定に基づく通知は、様式第13号により行うものとする。

2 略

別表第1 (第5条関係)
 救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所
 ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。
 イ・ウ 略
 エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。
 (ア) 基本額
 避難所設置費 1人1日当たり 310円
 (イ) 略
 オ 略

(2) 応急仮設住宅
 ア 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに供与する。
 イ 応急仮設住宅は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設とすることができる。
 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,530,000円以内とする。
 エ～キ 略
 ク 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げによることができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の

(救助の委任)
 第17条 法第30条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第23条第1項の規定に基づく通知は、様式第13号により行うものとする。

2 略

別表第1 (第5条関係)
 救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所
 ア 避難所には、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。
 イ・ウ 略
 エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）を収容する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。
 (ア) 基本額
 避難所設置費 1人1日当たり 300円
 (イ) 略
 オ 略

(2) 応急仮設住宅
 ア 応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容する。
 イ 応急仮設住宅は、高齢者等を複数人収容し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）とすることができる。
 ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,401,000円以内とする。
 エ～キ 略
 ク 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の

供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者（以下「被災者」という。）に対して行う。

イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 17,800	円 22,900	円 33,700	円 40,400	円 51,200	円 7,500
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 29,400	円 38,100	円 53,100	円 62,100	円 78,100	円 10,700

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 5,800	円 7,800	円 11,700	円 14,200	円 18,000	円 2,500

供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者（以下「被災者」という。）に対して行う。

イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 28,500	円 36,900	円 51,400	円 60,200	円 75,700	円 10,400

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,400	円 2,400

月30日まで						
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円	円	円	円	円	円
	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400

備考 略

(4) 略

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 略

イ 医療は、救護班（法第7条の規定により従事命令を受けた医師、看護師等で構成する救護班又は法第16条の規定により知事から委託を受け、医療業務に従事する日本赤十字社の救護班をいう。以下同じ。）によって行う。ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲内の施術を含む。）を行うことができる。

ウ～オ 略

(2) 略

5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。

(3) 略

7・8 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出することができる費用は、1体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

月30日まで						
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	円	円	円	円	円	円
	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

備考 略

(4) 略

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 略

イ 医療は、救護班（法第24条の規定により従事命令を受けた医師、看護師等で構成する救護班又は法第32条の規定により知事から委託を受け、医療業務に従事する日本赤十字社の救護班をいう。以下同じ。）によって行う。ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲内の施術を含む。）を行うことができる。

ウ～オ 略

(2) 略

5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。

(3) 略

7・8 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出することができる費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,200円（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）

ウ 略

(5) 略

12・13 略

別表第2（第13条関係）

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を支給する。

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,800円イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 14,200円ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,200円エ 救急救命士 1人1日当たり 14,200円オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,500円カ 大工 1人1日当たり 17,900円キ 左官 1人1日当たり 17,100円ク とび職 1人1日当たり 18,000円

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関する業務に従事したときは、1時間につき、勤務1時間当たりの給与額（日当を7.75で除した額をいう。）に、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第13条第1項に規定する割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上についての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,000円（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）

ウ 略

(5) 略

12・13 略

別表第2（第13条関係）

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

日当は、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額を支給する。

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,400円イ 薬剤師 1人1日当たり 11,900円ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,400円エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,200円オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,700円

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関する業務に従事したときは、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額に救助に関する業務に従事した時間を乗じて得た額の100分の125（救助に関する業務に従事した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）をそ

(3) 旅費

旅行をするときは、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の適用を受ける職員の例により算出した額の旅費を支給する。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者略

様式第1号（第6条関係）

公用令書 略

住所
〔 法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地 〕
氏名
〔 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び代表者名 〕

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年月日

鳥取県知事 氏 名印

記

略

.....切...取...線.....

受領書 略

公用令書を受領した。

れぞれ時間外勤務手当として支給する。

ア 医師及び歯科医師 1時間につき 2,265円

イ 薬剤師 1時間につき 1,549円

ウ 保健師、助産師及び看護師 1時間につき 1,484円

エ 土木技術者及び建築技術者 1時間につき 2,239円

オ 大工、左官及びとび職 1時間につき 2,694円

(3) 旅費

旅費は、次の表により支給する。

鉄道賃	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
普通旅客運賃（必要と認めた場合は、急行料金）	37円	2,200円	9,800円

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者略

様式第1号（第6条関係）

公用令書 略

住所
〔 法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地 〕
氏名
〔 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び代表者名 〕

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年月日

鳥取県知事 氏 名印

記

略

.....切...取...線.....

受領書 略

公用令書を受領した。

年 月 日
鳥取県知事 氏 名様
住 所
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、主たる事務所の所在地〕
氏 名 ⑩
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、その名称及び代表者名〕

様式第1号の2（第6条関係）
公 用 令 書 略
住 所
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、主たる事務所の所在地〕
氏 名
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、その名称及び代表者名〕

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を
収用する。
年 月 日
鳥取県知事 氏 名 印
記
略
……………切…取…線……………
受 領 書 略
公用令書を受領した。
年 月 日
鳥取県知事 氏 名様
住 所
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、主たる事務所の所在地〕
氏 名 ⑩
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、その名称及び代表者名〕

様式第1号の3（第6条関係）
公 用 令 書 略
住 所
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、主たる事務所の所在地〕
氏 名
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、その名称及び代表者名〕

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を
管理する。

年 月 日
鳥取県知事 氏 名様
住 所
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、主たる事務所の所在地〕
氏 名 ⑩
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、その名称及び代表者名〕

様式第1号の2（第6条関係）
公 用 令 書 略
住 所
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、主たる事務所の所在地〕
氏 名
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、その名称及び代表者名〕

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の物資を
収用する。
年 月 日
鳥取県知事 氏 名 印
記
略
……………切…取…線……………
受 領 書 略
公用令書を受領した。
年 月 日
鳥取県知事 氏 名様
住 所
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、主たる事務所の所在地〕
氏 名 ⑩
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、その名称及び代表者名〕

様式第1号の3（第6条関係）
公 用 令 書 略
住 所
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、主たる事務所の所在地〕
氏 名
〔法人その他の団体にあつて〕
〔は、その名称及び代表者名〕

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の施設を
管理する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名印
記

略

.....切...取...線.....

受 領 書 略

公用令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

〔 法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地 〕

氏 名 印

〔 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び代表者名 〕

様式第1号の4 (第6条関係)

公 用 令 書 略

住 所

〔 法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地 〕

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び代表者名 〕

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の(土地・家屋・物資)を使用する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名印
記

略

.....切...取...線.....

受 領 書 略

公用令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

〔 法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地 〕

氏 名 印

〔 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び代表者名 〕

様式第7号 (第10条関係)

(表面)

公 用 令 書 略

年 月 日

鳥取県知事 氏 名印
記

略

.....切...取...線.....

受 領 書 略

公用令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

〔 法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地 〕

氏 名 印

〔 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び代表者名 〕

様式第1号の4 (第6条関係)

公 用 令 書 略

住 所

〔 法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地 〕

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び代表者名 〕

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の(土地・家屋・物資)を使用する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名印
記

略

.....切...取...線.....

受 領 書 略

公用令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所

〔 法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地 〕

氏 名 印

〔 法人その他の団体にあつて
は、その名称及び代表者名 〕

様式第7号 (第10条関係)

(表面)

公 用 令 書 略

住 所
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、主たる事務所の所在地]
 職 業
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、事業の種類]
 氏 名
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、その名称及び代表者名]
 年 月 日生

災害救助法第7条の規定に基づき下記のとおり従事を命ずる。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 [印]
 記

略

.....切...取...線.....

受 領 書 [略]

公用令書を受領した。

年 月 日 午前 時 分
 午後

鳥取県知事 氏 名様

住 所
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、主たる事務所の所在地]
 氏 名 (印)
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、その名称及び代表者名]
 (裏面)

公用令書の交付を受けた者の心得
 1～4 略
 5 令書の交付を受けた者が、命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処せられる。

様式第8号(第10条関係)

公 用 取 消 令 書 [略]

住 所
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、主たる事務所の所在地]
 職 業
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、事業の種類]

住 所
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、主たる事務所の所在地]
 職 業
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、事業の種類]
 氏 名
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、その名称及び代表者名]
 年 月 日生

災害救助法第24条の規定に基づき下記のとおり従事を命ずる。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 [印]
 記

略

.....切...取...線.....

受 領 書 [略]

公用令書を受領した。

年 月 日 午前 時 分
 午後

鳥取県知事 氏 名様

住 所
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、主たる事務所の所在地]
 氏 名 (印)
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、その名称及び代表者名]
 (裏面)

公用令書の交付を受けた者の心得
 1～4 略
 5 令書の交付を受けた者が、命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により6箇月以下の懲役又は50,000円以下の罰金に処せられる。

様式第8号(第10条関係)

公 用 取 消 令 書 [略]

住 所
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、主たる事務所の所在地]
 職 業
 [法人その他の団体にあつて]
 [は、事業の種類]

氏 名
 [法人その他の団体にあつて
 は、その名称及び代表者名]
 年 月 日生

災害救助法第7条の規定に基づく公用令書は、その必要はなくなったので、災害救助法施行規則第4条の規定により交付する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 [印]

.....切...取...線.....

受 領 書 [略]

公用取消令書を受領した。

午前

年 月 日 時 分

午後

鳥取県知事 氏 名様

住 所
 [法人その他の団体にあつて
 は、主たる事務所の所在地]
 氏 名 [印]
 [法人その他の団体にあつて
 は、その名称及び代表者名]

様式第10号 (第14条関係)

実費弁償請求書 [略]

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所
 [法人その他の団体にあつて
 は、主たる事務所の所在地]
 職 業
 [法人その他の団体にあつて
 は、事業の種類]
 氏 名
 [法人その他の団体にあつて
 は、その名称及び代表者名]

(経由)

記

1～6 略

備考 災害救助法第7条第2項の規定により地方運輸局長 (運輸監理部長を含む。) が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長 (運輸監理部長を

氏 名
 [法人その他の団体にあつて
 は、その名称及び代表者名]
 年 月 日生

災害救助法第24条の規定に基づく公用令書は、その必要はなくなったので、災害救助法施行規則第4条の規定により交付する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 [印]

.....切...取...線.....

受 領 書 [略]

公用取消令書を受領した。

午前

年 月 日 時 分

午後

鳥取県知事 氏 名様

住 所
 [法人その他の団体にあつて
 は、主たる事務所の所在地]
 氏 名 [印]
 [法人その他の団体にあつて
 は、その名称及び代表者名]

様式第10号 (第14条関係)

実費弁償請求書 [略]

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名様

住 所
 [法人その他の団体にあつて
 は、主たる事務所の所在地]
 職 業
 [法人その他の団体にあつて
 は、事業の種類]
 氏 名
 [法人その他の団体にあつて
 は、その名称及び代表者名]

(経由)

記

1～6 略

備考 災害救助法第24条第2項の規定により地方運輸局長 (運輸監理部長を含む。) が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長 (運輸監理部長を

含む。)を経由して知事に提出すること。

様式第11号 (第15条関係)

(表面)

略	<u>災害救助法第10条の規定による 立入検査証票</u>
---	-----------------------------------

(裏面)

略	<p style="text-align: center;">災害救助法抜すい <u>(都道府県知事の立入検査等)</u></p> <p><u>第10条 略</u></p> <p><u>2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</u></p> <p><u>3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定行政機関の長等の立入検査等)</u></p> <p><u>第6条 略</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</u></p> <p><u>5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p>
---	--

様式第12号 (第16条関係)

災害救助法による(療養・休業・障害・遺族・
葬祭・打切)扶助金支給申請書
下記のとおり 扶助金を請求する。

年 月 日
鳥取県知事 氏 名様
住 所
氏 名 (印)
(経由)

含む。)を経由して知事に提出すること。

様式第11号 (第15条関係)

(表面)

略	<u>災害救助法第27条の規定による 立入検査証票</u>
---	-----------------------------------

(裏面)

略	<p style="text-align: center;">災害救助法抜すい <u>(立入検査)</u></p> <p><u>第27条 略</u></p> <p><u>② 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</u></p> <p><u>③ 前2項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>④ 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</u></p>
---	---

様式第12号 (第16条関係)

災害救助法による(療養・休業・障害・遺族・
葬祭・打切)扶助金支給申請書
下記のとおり 扶助金を請求する。

年 月 日
鳥取県知事 氏 名様
住 所
氏 名 (印)
(経由)

<p style="text-align: center;">略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>災害救助法第7条第2項</u>の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を経由して知事に提出すること。</p> <p>様式第13号（第17条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名様 鳥取県知事 氏 名 印</p> <p>災害救助法による救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることについて（通知）</p> <p>平成 年 月 日に発生した 災害において災害救助法による救助を実施するに当たり、災害救助法<u>第13条第1項</u>の規定に基づき、下記の表の救助に関する事務については、同表の期間において貴職が行うこととしました。</p> <p>なお、下記期間における救助の適正な実施が困難な場合は、当該期間内に本職に協議してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>法第24条第2項</u>の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を経由して知事に提出すること。</p> <p>様式第13号（第17条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名様 鳥取県知事 氏 名 印</p> <p>災害救助法による救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることについて（通知）</p> <p>平成 年 月 日に発生した 災害において災害救助法による救助を実施するに当たり、災害救助法<u>第30条第1項</u>の規定に基づき、下記の表の救助に関する事務については、同表の期間において貴職が行うこととしました。</p> <p>なお、下記期間における救助の適正な実施が困難な場合は、当該期間内に本職に協議してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">略</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県災害救助法施行細則別表第1の規定は、平成26年4月1日から適用する。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第48号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(知事指定候補薬物の解除の申立て)</u></p> <p>第2条 <u>条例第10条第3項第1号の申立書は、様式第1号によるものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第10条第3項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申立人（法人である場合は、その代表者。以下同じ。）の住所、氏名及び生年月日が記載されている書類であって、申立人が本人であることを証するものの写し（以下「本人確認書類」という。）</u></p> <p>(2) <u>知事指定候補薬物を製造し、栽培し、販売し、又は授与しようとする場所の写真</u></p> <p>(3) <u>知事指定候補薬物の成分を分析した書類</u></p> <p>(正当な理由がある場合)</p> <p>第3条 <u>条例第11条第1号、第2号及び第4号の規則で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第76条の4に規定する医療等の用途に供する場合</u></p> <p>(2) <u>医薬品医療機器等法第12条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第3項に規定する化粧品の研究開発又は製造に利用する場合</u></p> <p><u>(知事指定候補薬物の販売等の届出)</u></p> <p>第4条 <u>条例第12条第1項の届出は、様式第2号によ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(正当な理由がある場合)</p> <p>第2条 <u>条例第11条第1号、第2号及び第4号の規則で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>薬事法（昭和35年法律第145号）第76条の4に規定する医療等の用途に供する場合</u></p> <p>(2) <u>薬事法第12条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同法第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第3項に規定する化粧品の研究開発又は製造に利用する場合</u></p>

る届出書に、本人確認書類を添えてするものとする。

2 条例第12条第2項の届出は、様式第3号による届出書に、本人確認書類を添えてするものとする。

(身分証明書)

第5条 条例第13条第2項の証明書は、様式第4号によるものとする。

(警告書)

第6条 条例第14条第3項の書面は、様式第5号によるものとする。

様式第1号 (第2条関係)

知事指定候補薬物の解除申立書
年 月 日

鳥取県知事 様

申立人 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては名称並びに代表者の氏名及び住所)
電話番号

私が製造 (栽培・販売・授与) をしようとする知事指定候補薬物について、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり解除を申し立てます。

- 1 知事指定候補薬物の名称
- 2 知事指定候補薬物の製造 (栽培・販売・授与) をする目的及び数量
- 3 知事指定候補薬物の製造 (栽培・販売・授与) をする場所
- 4 知事指定候補薬物の製造 (栽培・販売・授与) をする方法
- 5 解除を申し立てる理由

添付書類

- 1 知事指定候補薬物の製造 (栽培・販売・授与) をする場所の図面及び写真
- 2 人の健康に対する被害が生じないことを証明する書類

(身分証明書)

第3条 条例第12条第2項の証明書は、様式第1号によるものとする。

(警告書)

第4条 条例第13条第3項の書面は、様式第2号によるものとする。

- 3 知事指定候補薬物の成分を分析した書類
- 4 本人確認書類

様式第2号（第4条関係）

知事指定候補薬物販売等届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び住所）

電話番号

知事指定候補薬物を販売（授与）したので、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

販売し、又は授与した物の名称及び数量	名称	数量
販売し、又は授与した年月日	年 月 日	
販売し、又は授与した物の製造者及び製造場所	住所 氏名 電話番号	
販売し、又は授与した物の仕入先	住所 氏名 電話番号	
購入し、又は受領した者	住所 氏名 電話番号	
販売等の形態 ※該当するものを選択	ア 店頭販売 イ 訪問販売 ウ 電話注文 エ インターネット注文 (アドレス) オ その他 (具体的に)	
販売し、又は授与した場所	住所 店舗名 電話番号	

注 本人確認書類を添付すること。

様式第3号 (第4条関係)

知事指定候補薬物購入等届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所 (法人にあつては主たる事務
所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称並び
に代表者の氏名及び住所)

電話番号

知事指定薬物を購入 (受領) したので、鳥取
県薬物の濫用の防止に関する条例第12条第2項
の規定により、次のとおり届け出ます。

購入し、又は受 領した物の名称 及び数量	名称	数量
購入し、又は受 領した年月日	年 月 日	
購入し、又は受 領した目的		
販売し、又は授 与した者	住所 氏名 電話番号 インターネットのアドレス	
購入し、又は受 領した場所	住所 店舗名 電話番号	

注 本人確認書類を添付すること。

様式第4号 (第5条関係)

(表)

第 号

身分証明書

写真	所 属 職氏名
----	------------

上記の者は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する
条例第13条第1項の規定により立入調査等
を行う職員であることを証明する。

年 月 日

様式第1号 (第3条関係)

(表)





第 号

身分証明書

写真	所 属 職氏名
----	------------

上記の者は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する
条例第12条第1項の規定により立入調査等
を行う職員であることを証明する。

年 月 日

<p>鳥取県知事 </p> <p>(裏)</p> <p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）</p> <p>(立入調査等)</p> <p><u>第13条</u> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、<u>第11条の規定に違反する行為（以下「禁止行為」という。）</u>を行い、若しくは行った疑いのある者若しくは前条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、<u>危険薬物若しくはその疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは危険薬物若しくはその疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>備考 略</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年月日</p> <p style="text-align: center;">様 鳥取県知事 </p> <p style="text-align: center;">警 告 書</p> <p>あなた（次の者）が行った下記1の行為は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第11条第 号の規定に違反するので、同条例第14条第1項（第2項）の規定により、下記2の措置を採るよう警告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 略</p>	<p>鳥取県知事 </p> <p>(裏)</p> <p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）</p> <p>(立入調査等)</p> <p><u>第12条</u> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、<u>前条各号に掲げる行為</u>を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、<u>大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>備考 略</p> <p>様式第2号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年月日</p> <p style="text-align: center;">様 鳥取県知事 </p> <p style="text-align: center;">警 告 書</p> <p>あなた（次の者）が行った下記1の行為は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第11条第 号の規定に違反するので、同条例第13条第1項（第2項）の規定により、下記2の措置を採るよう警告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 略</p>
---	---

附 則

この規則は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成26年鳥取県条例第45号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条を第3条とする部分を除く。）は、平成26年11月25日から施行する。